

令和 7 年 2 月 1 2 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 1 2 号	廿日市市犯罪被害者等支援条例	3
議案第 1 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例	1 1
議案第 1 4 号	職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の一部を改正する条例	1 5
議案第 1 5 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	3 9
議案第 1 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例	4 3
議案第 1 7 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	4 7
議案第 1 8 号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	5 1
議案第 1 9 号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	5 7
議案第 2 0 号	廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正 する条例	6 1
議案第 2 1 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	6 5
議案第 2 2 号	廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のた めに必要な特定公園施設の設置の基準に関する 条例の一部を改正する条例	6 9
議案第 2 3 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	7 3
議案第 2 4 号	廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支 給に関する条例の一部を改正する条例	1 4 5
議案第 3 3 号	過疎地域持続的発展計画の変更について	1 4 9

議案第 3 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	… 1 5 1
議案第 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	… 1 5 5
議案第 3 6 号	財産の取得について	… 1 5 7
議案第 3 7 号	市道路線の認定及び廃止について	… 1 5 9
議案第 3 8 号	財産の取得について	… 1 6 3
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	… 1 6 5

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和 6 年議案第 62 号により議決を得た廿日市市スポーツセンター外壁改修（2 期）工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 147,347,200 円」を「3 請負金額 151,253,300 円」に改める。

2 専決処分年月日 令和 7 年 1 月 21 日

(参考事項)

令和6年議案第62号により議決を得た廿日市市スポーツセンター外壁改修(2期)工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第 12 号

廿日市市犯罪被害者等支援条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、その権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者（市の区域内に住所又は居所を有する者に限る。）及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等がその被った害に係る犯罪等の加害者と同一の加害者又は当該加害者と密接な関係にある者から再び被る害をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、風評、インターネットその他の通信手段を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材及び報道等により被る精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の害をいう。
- (5) 市民等 市の区域内に住所又は居所を有する者及び市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者並びに市の区域内において活動（事業活動を除く。）を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関等 国、広島県その他の市以外の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、市の区域内において犯罪被害者等の支

援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われること。
- (2) 被害の状況及び原因、再被害又は二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて必要な支援が適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われること。
- (4) 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支えることの必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、並びに当該被害に係る刑事に関する手続に適切に関与し、及び行政手続その他の手続を適切に行うことができるよう、当該犯罪被害者等の勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、適切な医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、日常の家事に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第11条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を支援することの必要性、再被害及び二次的被害の発生を防止することの重要性等について市民等の理解を深めるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第15条 市は、民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供等必要な支援を行うものとする。

(関係部局の連携等)

第16条 市が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に係る部局が相互に連携し、及び必要な情報の共有を図るものとする。

(人材の育成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等、有識者等からの当該施策に関する意見、要望等を把握し、必要があると認められるときは、当該施策に反映させるものとする。

(支援を行わない場合)

第 19 条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）附則第3条第8項及び第9項
- (2) 廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第38号）第10条
- (3) 廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例（平成元年条例第33号）第12条第1項

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第24号）第6条第1号
- (3) 廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）第5条第1号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定によ

る改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律において刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められることなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 14 号

職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給」を「8級である職員にあつては、1号給」に改め、同条第3項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）」を削り、同条第4項中「7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給」を「8級である職員にあつては、1号給」に改める。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「8級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 2 条を次のように改める。

第 1 2 条 削除

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項から第 3 項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下この号及び次項」を「次項及び第 5 項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書きを削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5, 0 0 0 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5, 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 3 項中「（第 1 号及び次項）」を「（第 1 号、次項及び第 5 項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第 5 項において「特別料金等相当額」という。）

第 1 4 条第 4 項中「他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受ける者に限る。）又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者（第 1 5 条の 2 において「他の地方公共団体の職員等」という。）であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額

（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第１５条第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第１５条の２第３項中「他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第２２条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第２４条第２項中「任命権者が支給する」を「全ての任命権者が支給する」に改め、「その者に所属する」を削る。

第２５条の２第１項中「、第１１条、第１２条及び第１５条」を「及び第１１条」に改め、同条第２項中「、第１２条」を削る。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	

33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	

70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			

	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900

33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800	459, 000
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200	459, 300
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500	459, 500
41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800	459, 900
42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100	460, 100
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400	460, 300
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700	460, 500
45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900	460, 900
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200	
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500	
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800	
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100	
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400	
51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700	
52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000	
53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200	
54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500	
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800	
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100	
57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300	
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600	
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900	
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100	
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300	
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600	
63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900	
64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200	
65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400	
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700	
67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000	
68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300	
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500	

70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600
74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100	
75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400	
76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600	
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800	
78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600	418, 900	429, 100	
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400	
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600	
81	299, 200	316, 000	338, 000	385, 000	419, 800	429, 800	
82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600	420, 200	430, 100	
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420, 600	430, 400	
84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421, 000	430, 600	
85	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800	
86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800			
87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400			
88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000			
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300			
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800			
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300			
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800			
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200			
94	308, 300	330, 200	356, 200	391, 600			
95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100			
96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600			
97	310, 800	333, 800	360, 400	393, 000			
98	311, 800	335, 100	361, 600	393, 500			
99	312, 700	336, 300	362, 700	394, 000			
100	313, 600	337, 500	363, 900	394, 500			
101	314, 500	338, 900	365, 000	394, 800			
102	315, 500	339, 800	366, 100	395, 200			
103	316, 500	340, 800	367, 200	395, 700			
104	317, 400	341, 900	368, 300	396, 000			
105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300			
106	318, 800	344, 100	370, 000	396, 800			
107	319, 400	345, 100	370, 600	397, 300			

108	320, 000	346, 100	371, 200	397, 800				
109	320, 500	347, 300	371, 800	398, 100				
110	321, 000	348, 300	372, 300	398, 600				
111	321, 400	349, 300	372, 700	399, 100				
112	321, 900	350, 200	373, 200	399, 600				
113	322, 700	351, 100	373, 600	399, 900				
114	323, 400	352, 000	374, 000	400, 400				
115	324, 100	353, 000	374, 500	400, 900				
116	324, 700	354, 000	375, 000	401, 400				
117	325, 300	355, 000	375, 400	401, 800				
118	326, 000	355, 400	375, 900	402, 300				
119	326, 700	356, 000	376, 500	402, 700				
120	327, 500	356, 600	377, 000	403, 200				
121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600				
122	328, 400	357, 300	377, 700					
123	328, 900	357, 700	378, 200					
124	329, 400	358, 100	378, 600					
125	329, 700	358, 500	379, 100					
126		358, 900	379, 600					
127		359, 300	380, 100					
128		359, 700	380, 600					
129		360, 100	380, 900					
130		360, 500	381, 400					
131		360, 900	381, 900					
132		361, 300	382, 400					
133		361, 500	382, 700					
134		362, 000	383, 200					
135		362, 400	383, 600					
136		362, 700	384, 000					
137		363, 000	384, 300					
138		363, 400	384, 800					
139		363, 900	385, 300					
140		364, 400	385, 800					
141		364, 700	386, 100					
142		365, 200						
143		365, 700						
144		366, 200						

	145		366,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4中

「

5 級	1 課長補佐の職務
	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務
6 級	1 課長の職務
	2 指令官の職務
	3 署長の職務
	4 消防司令の職務
7 級	1 次長の職務
	2 消防司令長の職務

」

を

「

5 級	1 課長補佐の職務
	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務
	3 消防司令の職務
6 級	1 課長の職務
	2 指令官の職務
	3 署長の職務
	4 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務
	5 消防司令長の職務

7 級	1 次長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令長の職務
-----	---

」

に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第6項中「、第11条、第12条及び第15条」を「及び第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による

改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である職員に対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者 (6) 配偶者（届出障害がある者」と、同条をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」第 3 項中「1 万 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 万 1, 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 改正後の給与条例第 14 条第 4 項及び第 15 条の 2 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「から第 12 条まで」を「、第 11 条」に改める。

附則別表 職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給 \ 新号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3

30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		

64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					

98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15

32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	

66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				

100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

(提案理由)

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための人事院の勧告などを考慮した職員の給料表や諸手当の改定及び消防組織について、組織規模に応じた適正な階級制度とするための消防職給料表等級別基準職務表の改定などの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 15 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４２年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「心肺機能停止状態の傷病者に対する救命処置」を「救急救命士法（平成３年法律第３６号）第２条第１項に基づく救急救命処置において、規則で定める処置」に改め、同条に次の１号を加える。

(5) 消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４５条第１項の規定に基づく緊急消防援助隊として、本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策業務に従事した場合

ア 規則で定める著しく危険であると認める区域で従事した場合 １日につき２，１６０円

イ ア以外の区域で従事した場合 １日につき１，０８０円（ただし、その業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 １日につき１，６２０円）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

救急救命処置に係る特殊勤務手当の対象範囲の拡大及び緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して特殊勤務手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

議案第 16 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１７条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が削除され、同法に地方公共団体等の職員に関する規定が新たに加えられたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 17 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）の始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、育児短時間勤務職員等については、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第8条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第8条の3第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立

支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

（提案理由）

柔軟な働き方を推進することを目的として、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることを可能とする規定の整備を行うとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と生活の両立支援が拡充されたことに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 18 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条、第１６条関係）

職務 の級	１ 級	２ 級	３ 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300
8	192,900	240,500	272,300
9	194,500	242,000	273,300
10	196,200	243,400	274,300
11	197,800	244,800	275,300
12	199,400	246,200	276,400
13	201,000	247,400	277,400
14	202,700	248,600	278,700
15	204,400	249,800	280,000
16	206,100	251,000	281,200
17	207,400	252,100	282,500
18	209,000	253,200	283,800
19	210,600	254,300	285,000
20	212,100	255,400	286,200
21	213,600	256,400	287,300
22	215,200	257,400	288,500
23	216,800	258,400	289,800
24	218,400	259,400	291,100
25	220,000	260,400	292,400
26	221,700	261,300	293,400
27	223,000	262,200	294,400
28	224,300	263,100	295,500
29	225,600	263,900	296,600
30	226,700	264,700	297,800
31	227,800	265,500	298,900

32	228, 900	266, 300	300, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300
34	231, 100	267, 800	302, 600
35	232, 200	268, 600	303, 900
36	233, 300	269, 300	305, 200
37	234, 400	270, 000	306, 500
38	235, 400	270, 800	307, 800
39	236, 400	271, 600	309, 100
40	237, 300	272, 300	310, 400
41	238, 200	273, 000	311, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400
45	241, 400	276, 000	316, 300
46	242, 000	276, 700	317, 600
47	242, 600	277, 400	318, 900
48	243, 200	278, 100	320, 200
49	243, 800	278, 800	321, 400
50	244, 400	279, 500	322, 700
51	245, 000	280, 200	323, 900
52	245, 500	280, 900	325, 100
53	246, 000	281, 500	326, 400
54	246, 400	282, 200	327, 500
55	246, 700	282, 800	328, 600
56	247, 000	283, 500	329, 700
57	247, 300	284, 100	330, 400
58	247, 600	284, 800	331, 300
59	247, 900	285, 400	332, 000
60	248, 200	286, 100	332, 800
61	248, 500	286, 700	333, 600
62	248, 800	287, 400	334, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600
64	249, 400	288, 500	335, 300
65	249, 700	289, 000	336, 100
66	250, 000	289, 600	336, 800
67	250, 300	290, 100	337, 500
68	250, 600	290, 700	338, 100
69	250, 900	291, 200	338, 600
70	251, 200	291, 700	339, 200
71	251, 500	292, 300	339, 700
72	251, 800	292, 900	340, 300
73	252, 100	293, 400	340, 600
74	252, 400	293, 900	341, 100
75	252, 700	294, 300	341, 500
76	253, 000	294, 600	341, 900
77	253, 300	294, 800	342, 300
78	253, 600	295, 100	342, 800

79	253, 900	295, 300	343, 300
80	254, 200	295, 600	343, 800
81	254, 500	295, 800	344, 100
82	254, 800	296, 000	344, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900
84	255, 400	296, 500	345, 300
85	255, 700	296, 800	345, 600
86	256, 000	297, 100	346, 000
87	256, 300	297, 400	346, 400
88	256, 600	297, 700	346, 800
89	256, 900	298, 000	347, 000
90	257, 200	298, 300	347, 400
91	257, 500	298, 600	347, 800
92	257, 800	299, 000	348, 200
93	258, 100	299, 200	348, 400
94		299, 400	348, 800
95		299, 700	349, 200
96		300, 100	349, 500
97		300, 300	349, 800
98		300, 600	350, 200
99		301, 000	350, 600
100		301, 400	351, 000
101		301, 600	351, 500
102		301, 900	351, 900
103		302, 200	352, 300
104		302, 500	352, 700
105		302, 700	353, 200
106		303, 000	353, 600
107		303, 300	353, 900
108		303, 600	354, 200
109		303, 800	354, 700
110		304, 200	
111		304, 600	
112		304, 900	
113		305, 100	
114		305, 300	
115		305, 600	
116		306, 000	
117		306, 200	
118		306, 400	
119		306, 700	
120		307, 000	
121		307, 400	
122		307, 600	
123		307, 900	
124		308, 200	
125		308, 500	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の給料表が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 19 号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(廿日市市都市計画税条例の一部改正)

第2条 廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第4条 廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における廿日市市税条例の特例を定める条例の一部改正)

第5条 廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における廿日市市税条例の特例を定める条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 20 号

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地等設置及び管理条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「及び第三霊峯墓苑」を「、第三霊峯墓苑、浄郷墓苑及び八坂墓苑」に改める。

別表第１中「廿日市市大野１２８８番地１２」を「廿日市市大野１１２８番地１２」に、「廿日市市大野１６６５番地４８７」を「廿日市市大野１１６６５番地４８７」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の廿日市市墓地等設置及び管理条例第１７条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に墓所等の使用許可を受ける者に係る管理料について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る管理料については、なお従前の例による。

（提案理由）

地元管理組合で管理を行っている浄郷墓苑及び八坂墓苑について、市による直接管理に移行することに伴い、管理料を定める改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の７．７」を「１００分の８．４」に改める。

第５条中「３万２，７００円」を「３万５，８８８円」に改める。

第５条の２第１号中「２万３，４００円」を「２万４，０６９円」に改め、同条第２号中「１万１，７００円」を「１万２，０３５円」に改め、同条第３号中「１万７，５５０円」を「１万８，０５２円」に改める。

第５条の３中「１００分の２．８」を「１００分の２．８５」に改める。

第５条の４中「１万１，４００円」を「１万２，０４５円」に改める。

第５条の５第１号中「７，３００円」を「７，７３５円」に改め、同条第２号中「３，６５０円」を「３，８６８円」に改め、同条第３号中「５，４７５円」を「５，８０１円」に改める。

第６条中「１００分の２．１」を「１００分の２．３」に改める。

第７条中「１０，６００円」を「１１，７７４円」に改める。

第７条の２中「５，３００円」を「５，７０６円」に改める。

第１９条第１項第１号ア中「２万２，８９０円」を「２万５，１２２円」に改め、同号イ(ア)中「１万６，３８０円」を「１万６，８４８円」に改め、同号イ(イ)中「８，１９０円」を「８，４２４円」に改め、同号イ(ウ)中「１万２，２８５円」を「１万２，６３６円」に改め、同号ウ中「７，９８０円」を「８，４３２円」に改め、同号エ(ア)中「５，１１０円」を「５，４１５円」に改め、同号エ(イ)中「２，５５５円」を「２，７０７円」に改め、同号エ(ウ)中「３，８３３円」を「４，０６１円」に改め、同号オ中「７，４２０円」を「８，２４２円」に改め、同号カ中「３，７１０円」を「３，９９４円」に改め、同項第２号ア中「１万６，３５０円」を「１万７，９４４円」に改め、同号イ(ア)中「１万１，７００円」を「１万２，０３５円」に改め、同号イ(イ)中「５，８５０円」を「６，０１７円」に改め、同号イ(ウ)中「８，７７５円」を「９，０２６

円」に改め、同号ウ中「5, 700円」を「6, 023円」に改め、同号エ(ア)中「3, 650円」を「3, 868円」に改め、同号エ(イ)中「1, 825円」を「1, 934円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 738円」を「2, 901円」に改め、同号オ中「5, 300円」を「5, 887円」に改め、同号カ中「2, 650円」を「2, 853円」に改め、同項第3号ア中「6, 540円」を「7, 178円」に改め、同号イ(ア)中「4, 680円」を「4, 814円」に改め、同号イ(イ)中「2, 340円」を「2, 407円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 510円」を「3, 610円」に改め、同号ウ中「2, 280円」を「2, 409円」に改め、同号エ(ア)中「1, 460円」を「1, 547円」に改め、同号エ(イ)中「730円」を「774円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 095円」を「1, 160円」に改め、同号オ中「2, 120円」を「2, 355円」に改め、同号カ中「1, 060円」を「1, 141円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 905円」を「5, 383円」に改め、同号イ中「8, 175円」を「8, 972円」に改め、同号ウ中「1万3, 080円」を「1万4, 355円」に改め、同号エ中「1万6, 350円」を「1万7, 944円」に改め、同項第2号ア中「1, 710円」を「1, 807円」に改め、同号イ中「2, 850円」を「3, 011円」に改め、同号ウ中「4, 560円」を「4, 818円」に改め、同号エ中「5, 700円」を「6, 023円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等並びに減額に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成２４年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 12 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号を次のように改正する。

(5) 建築関係

事務の種類	単位	手数料	備 考
建築物に関する確認又は計画通知 建築物の床面積の合計			1 申請をもって1 件とする。建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更（以下
30 平方メートル以内	1 件	8,000 円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号）という。）第1 条第1 項第2 号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「仕様基準」という。）又は第1 0 条第2 号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合させる一戸	この表において「移転等」という。）をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の2 分の1 の面積について、確認済証の交付を受けた建築物の新築、増築、改築又は移転等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2 分の1 の面積（新築、増築又は改築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

		建ての住宅の場合 にあつては 1 万 5,000 円、一戸建 て住宅以外の場合 にあつては 2 万 円)
30 平方メートルを超 え 100 平方メートル 以内	1 件	1 万 9,000 円（仕 様基準又は誘導仕 様基準に適合させ る一戸建ての住宅 の場合にあつては 3 万 3,000 円、一 戸建て住宅以外 の場合にあつては 4 万 5,000 円)
100 平方メートルを超 え 200 平方メー トル以内	1 件	3 万 1,000 円（仕 様基準又は誘導仕 様基準に適合させ る一戸建ての住宅 の場合にあつては 4 万 5,000 円、一 戸建て住宅以外 の場合にあつては 5 万 7,000 円)
200 平方メートルを超 え 300 平方メートル 以内	1 件	3 万 4,000 円（仕 様基準又は誘導仕 様基準に適合させ る一戸建ての住宅 の場合にあつては

		5 万円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 6 万円)
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	3 万 6,000 円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては 5 万 2,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 7 万 7,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	5 万円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては 6 万 6,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 9 万 1,000 円)
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	6 万 9,000 円（仕様基準又は誘導仕様に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては 8 万 5,000 円、一戸建て住宅以外の場合

		にあっては 11 万円)
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	20 万円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあっては 21 万 6,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 27 万円)
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	33 万円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあっては 34 万 6,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 41 万円)
5 万平方メートルを超える	1 件	64 万円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあっては 65 万 6,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 72 万円)

建築設備に関する確認又は計画通知	1 件	2 万円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあつては、9,000 円
建築設備に関する計画変更確認又は計画変更計画通知	1 件	1 万 1,000 円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあつては、6,000 円
工作物に関する確認又は計画通知	1 件	1 万 4,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
工作物に関する計画変更確認又は計画変更計画通知	1 件	8,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物に関する完了検査又は工事完了通知 (特定工程の指定に係る建築物以外の建築物) 建築物の床面積の合計			1 申請をもって 1 件とする。建築物の移転等(用途の変更を除く。)をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積について算定する。
30 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 1 万 2,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 1 万 6,000 円	
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 1 万 8,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 2 万	

		円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 2 万 2,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 2 万 4,000 円
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 3 万円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 3 万 1,000 円
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 3 万 2,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 3 万 8,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 4 万 9,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 5 万 5,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 6 万 6,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 7 万 2,000 円

		合にあつては 7 万 2,000 円	
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 14 万 7,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 18 万円	
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 23 万 7,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 25 万円	
5 万平方メートルを超える	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 46 万 7,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 47 万円	
建築物に関する完了検査又は工事完了通知（特定工程の指定に係る建築物） 建築物の床面積の合計			1 申請をもって 1 件とする。建築物の移転等（用途の変更を除く。）をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積について算定
30 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 1	する。

		万 1,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 1 万 5,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 1 万 7,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 1 万 9,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 2 万 1,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 2 万 3,000 円
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 2 万 9,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 3 万円
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 3 万 1,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 3 万 7,000 円

500 平方メートルを 超え 1,000 平方メー トル以内	1 件	一戸建ての住宅の 場合にあつては 4 万 7,000 円、一戸 建て住宅以外の場合 にあつては 5 万 3,000 円
1,000 平方メートル を超え 2,000 平方メ ートル以内	1 件	一戸建ての住宅の 場合にあつては 6 万 3,000 円、一戸 建て住宅以外の場合 にあつては 6 万 9,000 円
2,000 平方メートル を超え 1 万平方メー トル以内	1 件	一戸建ての住宅の 場合にあつては 14 万円、一戸建て住 宅以外の場合にあ つては 17 万円
1 万平方メートルを 超え 5 万平方メー トル以内	1 件	一戸建ての住宅の 場合にあつては 21 万 9,000 円、一戸 建て住宅以外の場合 にあつては 24 万 円
5 万平方メートルを 超える	1 件	一戸建ての住宅の 場合にあつては 43 万 5,000 円、一戸 建て住宅以外の場合 にあつては 46 万 円

建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1 件	2 万 3, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあつては、1 万 3, 000 円
中間検査又は特定工程工事終了通知において検査した建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1 件	2 万 1, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあつては、1 万 3, 000 円
工作物に関する完了検査又は工事完了通知	1 件	1 万 5, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知 中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計			1 申請をもって 1 件とする。
30 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 1 万 2, 000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 2 万円	
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては 2 万 2, 000 円、一戸建て住宅以外の場合にあつては 2 万 7, 000 円	

100 平方メートルを 超え 200 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 3 万 5,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 4 万円
200 平方メートルを 超え 300 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 3 万 6,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 4 万 1,000 円
300 平方メートルを 超え 500 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 3 万 7,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 5 万 3,000 円
500 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 4 万 5,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 6 万 2,000 円
1,000 平方メートルを 超え 2,000 平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 6 万円、一戸建て住宅以外の場合にあ

		っては 7 万 7,000 円	
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 13 万 5,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 20 万円	
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 21 万 5,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 30 万円	
5 万平方メートルを超える	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては 42 万 5,000 円、一戸建て住宅以外の場合にあっては 51 万円	
建築設備に関する中間検査又は特定工程工事終了通知	1 件	1 万 2,000 円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあっては、8,000 円
工作物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知	1 件	9,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物等の仮使用認定	1 件	12 万円	1 申請をもって 1 件とする。
道路の位置の指定又は			1 申請をもって 1 件とする

変更 関係土地の区域の面積			る。
1,000 平方メートル未満	1 件	5 万円	
1,000 平方メートル以上	1 件	8 万 5,000 円	
建築物の敷地と道路との関係の建築等の認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	1 件	3 万 3,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
公衆便所等の道路内における建築許可	1 件	3 万 3,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
道路内における建築等の認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
公共用歩廊等の道路内における建築許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
壁面線外における建築許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
用途地域等における建築等の許可	1 件	18 万円	1 申請をもって 1 件とする。
用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可	1 件	12 万円	1 申請をもって 1 件とする。
住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられた建築物の用途地域における建	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。

築等の許可			
特殊建築物等の敷地の位置の許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の容積率の特例認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の容積率の特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
隣地境界線又は前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外許可	1 件	3 万 3,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の敷地面積の許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の高さの特例認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の高さの許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
日影による建築物の高さの特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
特例容積率適用地区内における特例容積率の			1 申請をもって 1 件とする。

限度の指定			
特例敷地の数			
2である場合	1件	4万8,000円	
3以上である場合	1件	4万8,000円に2を超える特例敷地の数に1万3,000円を乗じて得た額を加えた額	
特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し			1申請をもって1件とする。
特例敷地の数			
2である場合	1件	1万7,000円	
3以上である場合	1件	1万7,000円に2を超える特例敷地の数に6,000円を乗じて得た額を加えた額	
特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
高度地区における建築物の各部分の高さの許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。

高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区内における建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区内における建築物の壁又はこれに代わる柱の位置に関する特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されている建築物の高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。

再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する制限の緩和認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。

地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の緩和認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
仮設建築物の建築許可 使用を認める期間			1 申請をもって 1 件とする。
1 年以内	1 件	12 万円	
1 年を超える	1 件	16 万円	
一団地内の 1 の建築物 又は総合的設計による 複数建築物の特例認定 建築物の数			1 申請をもって 1 件とする。
1 又は 2 である場合	1 件	7 万 8,000 円	
3 以上である場合	1 件	7 万 8,000 円に 2 を超える建築物の 数に 2 万 8,000 円 を乗じて得た額を 加えた額	
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定 既存建築物を除く建築物の数			1 申請をもって 1 件とする。
1 である場合	1 件	7 万 8,000 円	
2 以上である場合	1 件	7 万 8,000 円に 1 を超える建築物の	

			数に 2 万 8,000 円 を乗じて得た額を 加えた額	
一団地内に広い空地を 有する 1 の建築物又は 総合的設計による複数 建築物の特例許可 建築物の数				1 申請をもって 1 件とす る。
	1 又は 2 である場合	1 件	22 万円	
	3 以上である場合	1 件	22 万円に 2 を超え る建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じ て得た額を加えた 額	
既存建築物を前提とし た広い空地を有する一 定の一団の土地の区域 内における総合的設計 による建築物の特例許 可 既存建築物を除く建 築物の数				1 申請をもって 1 件とす る。
	1 である場合	1 件	22 万円	
	2 以上である場合	1 件	22 万円に 1 を超え る建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じ て得た額を加えた 額	
一敷地内認定建築物以				1 申請をもって 1 件とす

外の建築物の位置及び 構造の認定 既存建築物を除く建 築物の数			る。
1 である場合	1 件	7 万 8,000 円	
2 以上である場合	1 件	7 万 8,000 円に 1 を超える建築物の 数に 2 万 8,000 円 を乗じて得た額を 加えた額	
一敷地内認定建築物以 外の建築物の位置及び 建ぺい率、容積率、各 部分の高さその他の構 造の許可 既存建築物を除く建 築物の数			1 申請をもって 1 件とす る。
1 である場合	1 件	22 万円	
2 以上である場合	1 件	22 万円に 1 を超え る建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じ て得た額を加えた 額	
一敷地内許可建築物以 外の建築物の位置及び 建ぺい率、容積率、各 部分の高さその他の構 造の許可 既存建築物を除く建			1 申請をもって 1 件とす る。

建築物の数	1 である場合	1 件	22 万円	
	2 以上である場合	1 件	22 万円に 1 を超える建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じて得た額を加えた額	
一定の複数建築物の認定又は許可の取消し	1 件	6,400 円に現に存する建築物の数に 1 万 2,000 円を乗じて得た額を加えた額	1 申請をもって 1 件とする。	
総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外に係る認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。	
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の工事の全体計画の認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。	
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。	
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。	

工事を行う場合の工事 の全体計画の認定			
既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の工事 の全体計画の変更の認 定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とす る。
建築物の用途を変更し て一時的に興行場等と して使用する場合の許 可	1 件	12 万円	1 申請をもって 1 件とす る。
建築物の用途を変更し て一時的に特別興行場 等として使用する場合 の許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とす る。
廿日市市地区計画の区 域内における建築物の 用途制限に関する建築 許可	1 件	18 万円	1 申請をもって 1 件とす る。
廿日市市地区計画の区 域内における建ぺい率 の適用除外に係る許可	1 件	3 万 3,000 円	1 申請をもって 1 件とす る。
廿日市市地区計画の区 域内における公益上必 要な建築物の特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とす る。
優良宅地造成の認定 造成宅地の面積			1 申請をもって 1 件とす る。
1,000 平方メートル	1 件	8 万 6,000 円	

未満			
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	1 件	13 万円	
3,000 平方メートル以上 6,000 平方メートル未満	1 件	20 万円	
6,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満	1 件	27 万円	
1 万平方メートル以上 3 万平方メートル未満	1 件	40 万円	
3 万平方メートル以上 6 万平方メートル未満	1 件	52 万円	
6 万平方メートル以上 10 万平方メートル未満	1 件	67 万円	
10 万平方メートル以上	1 件	90 万円	
優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の 合計			1 申請をもって 1 件とする。
100 平方メートル以下	1 件	6,200 円	
100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下	1 件	8,600 円	

500 平方メートルを 超え 2,000 平方メー トル以下	1 件	1 万 3,000 円	
2,000 平方メートル を超え 1 万平方メー トル以下	1 件	3 万 7,000 円	
1 万平方メートルを 超え 5 万平方メー トル以下	1 件	4 万 5,000 円	
5 万平方メートルを 超える	1 件	6 万円	
長期優良住宅建築等計 画（計画の変更を含 む。以下同じ。）又は 長期優良住宅維持保全 計画（計画の変更を含 む。以下同じ。）の認 定		ア 耐震性の基準 に係る審査の欄 に掲げる区分に 応じて定める手 数料の額に耐震 性以外の基準に 係る審査の欄に 掲げる区分に応 じて定める手数 料の額を加えた 額 イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律（平 成 20 年法律第 87 号）第 6 条 第 2 項の規定に	ア 1 申請をもって 1 件 とする。 イ 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 9 条の規定による譲受 人を決定したこと又は 管理者等が選任された ことのみによる計画の 変更の場合には、手数 料を徴収しない。

		より審査を申し出る場合の手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
耐震性の基準に係る審査			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅（住戸数が1のものに限る。）を除き、1棟の延べ面積に応じた区

				分により算定する。
			イ	1 棟の建築物がエキ спанションジョイン トその他相互に応力を 伝えない構造方法のみ で接する複数の部分を 有する場合にあって は、手数料の額は、住 戸を有する部分ごとに 床面積の合計面積に応 じた区分により算定す る。
			ウ	長期優良住宅建築等 計画又は長期優良住宅 維持保全計画の認定を 受けた住戸を有する棟 に係る審査について は、手数料を徴収しな い。
			エ	認定を受けた長期優 良住宅建築等計画又は 長期優良住宅維持保全 計画を変更する場合の 手数料の額は、2 分の 1 の額とする。この場 合において、戸建て住 宅及び併用住宅（住戸 数が 1 のものに限

			る。)以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
戸建て住宅	1 件	1 万 7,000 円	住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合（以下「増改築等をする場合」という。）は、2 万 6,000 円
共同住宅等			
併用住宅（住戸数が1のものに限る。）	1 件	1 万 7,000 円	増改築等をする場合は、2 万 6,000 円
500 平方メートル以内	1 件	4 万円	増改築等をする場合は、6 万円
500 平方メートル超 1,000 平方メートル以内	1 件	6 万 5,000 円	増改築等をする場合は、9 万 6,000 円
1,000 平方メートル超 3,000 平方メートル以内	1 件	13 万 7,000 円	増改築等をする場合は、20 万 2,000 円
3,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以内	1 件	25 万 5,000 円	増改築等をする場合は、37 万 7,000 円
5,000 平方メートル超	1 件	50 万 6,000 円	増改築等をする場合は、74 万 7,000 円

	トル超 1 万平方メートル以内			万 8,000 円
	1 万平方メートル超 2 万平方メートル以内	1 件	94 万円	増改築等をする場合は、139 万円
	2 万平方メートル超 3 万平方メートル以内	1 件	140 万 1,000 円	増改築等をする場合は、207 万 1,000 円
	3 万平方メートル超	1 件	172 万 6,000 円	増改築等をする場合は、255 万 1,000 円
耐震性以外の基準に係る審査				ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2 分の 1 の額とする。
戸建て住宅		1 件	3 万 2,000 円	増改築等をする場合は、4 万 7,000 円
共同住宅等				
	10 戸以下	1 件	3 万 2,000 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1 万円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、4 万 7,000 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1 万 4,000 円を乗じて得た額を加えた額
	11 戸以上 100	1 件	12 万 2,000 円に申	増改築等をする場合は、18

		戸以下		請住戸数から 10 を減じた額に 5,700 円を乗じて得た額を加えた額	万 1,000 円に申請住戸数から 10 を減じた額に 8,500 円を乗じて得た額を加えた額
		101 戸以上 200 戸以下	1 件	64 万円に申請住戸数から 100 を減じた数に 5,400 円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、94 万 7,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 8,000 円を乗じて得た額を加えた額
		201 戸以上 300 戸以下	1 件	118 万 1,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 4,500 円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、174 万 8,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 6,600 円を乗じて得た額を加えた額
		301 戸以上	1 件	163 万 1,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 3,500 円を乗じて得た額を加えた額(198 万 8,000 円を上限とする。)	増改築等をする場合は、241 万 3,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 5,200 円を乗じて得た額を加えた額(294 万 2,000 円を上限とする。)
		確認書又は確認書の写しを提出する場合の審査			ア 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書をいう。 イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数

			により算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
戸建て住宅	1 件	1 万 2,900 円	増改築等をする場合は、1 万 9,400 円
共同住宅等			
10 戸以下	1 件	1 万 2,900 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 2,900 円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、1 万 9,400 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 4,200 円を乗じて得た額を加えた額
11 戸以上 100 戸以下	1 件	3 万 9,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 1,300 円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、5 万 8,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 2,000 円を乗じて得た額を加えた額
101 戸以上 200 戸以下	1 件	16 万円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,100 円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、24 万 1,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,600 円を乗じて得た額を加えた額
201 戸以上 300 戸以下	1 件	27 万 3,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 700	増改築等をする場合は、40 万 9,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に

			円を乗じて得た額 を加えた額	1,100円を乗じて得た額を 加えた額
	301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額（39万3,000円を上限とする。）	増改築等をする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額（58万9,000円を上限とする。）
	住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する場合の審査			ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。 イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1

			の額とする。
戸建て住宅	1 件	1 万 2,900 円	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1 万 9,400 円
共同住宅等			
10 戸以下	1 件	1 万 2,900 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 2,900 円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1 万 9,400 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 4,200 円を乗じて得た額を加えた額
11 戸以上 100 戸以下	1 件	3 万 9,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 1,300 円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、5 万 8,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 2,000 円を乗じて得た額を加えた額
101 戸以上 200 戸以下	1 件	16 万円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,100 円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、24 万 1,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,600 円を乗じて得た額を加えた額
201 戸以上 300 戸以下	1 件	27 万 3,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、40 万 9,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 1,100 円を乗じて得た額を加えた額

		301 戸以上	1 件	34 万 6,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 400 円を乗じて得た額（39 万 3,000 円を上限とする。）	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、51 万 9,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 700 円を乗じて得た額（58 万 9,000 円を上限とする。）
低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定				ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に係る審査の欄に掲げる額 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の全体又は複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築	ア 1 申請をもって 1 件とする。 イ 工場等とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。 ウ 適合審査とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについての審査をいう。 エ 住宅性能評価とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。

		物省エネ法」という。) 第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。) 及び非住宅部分 (建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。) を有する建築物をいう。以下同じ。) の住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	
--	--	---	--

		ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 エ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住	
--	--	--	--

		宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、	
--	--	--	--

		建築物に関する 確認又は計画通 知に係る審査を 申し出る場合は 建築物に関する 確認又は計画通 知の項に定める 手数料の額を、 建築設備に関す る確認又は計画 通知に係る審査 を申し出る場合 は建築設備に関 する確認又は計 画通知の項に定 める手数料の額 を加えた額	
戸建て住宅に係る審 査	1 件	3 万 8,000 円	ア 適合審査又は住宅性 能評価を受けた場合に あつては、5,000 円 イ 誘導仕様基準に適合 させる場合（適合審査 又は住宅性能評価を受 けた場合を除く。以下 同じ。）にあつては 1 万 9,000 円 ウ 基準省令第 10 条第 2 号イ（2）及び第 1

			0 条第 2 号ロ（1）又は基準省令第 10 条第 2 号イ（1）及び第 10 条第 2 号ロ（2）の基準（以下「誘導仕様・計算併用基準」という。）に適合させる場合にあっては 2 万 8,000 円 エ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2 分の 1 の額とする。
共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、総住戸数により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る住戸数に応じた区分により算定した手数料の額の 2 分の 1 の額とする。
総住戸数			
1 戸	1 件	3 万 8,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては 5,000 円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 1 万 9,000 円、誘

			導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては2万8,000円
2戸以上5戸以下	1件	7万6,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては1万円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては3万6,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては5万6,000円
6戸以上10戸以下	1件	10万7,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては1万8,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては5万3,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては7万9,000円
11戸以上25戸以下	1件	15万1,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては3万円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては7万5,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては11万3,000円
26戸以上50戸以下	1件	21万7,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつて

			は 5 万円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 11 万 4,000 円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 16 万 5,000 円
51 戸以上 100 戸以下	1 件	31 万 1,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては 8 万 9,000 円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 17 万 2,000 円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 24 万 1,000 円
101 戸以上 200 戸以下	1 件	42 万 1,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては 14 万 1,000 円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 24 万 6,000 円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 33 万 3,000 円
201 戸以上 300 戸以下	1 件	55 万 2,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては 17 万 8,000 円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 31 万 8,000 円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合に

			あつては 43 万 4,000 円
301 戸以上	1 件	64 万 8,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては 18 万 9,000 円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては 36 万 1,000 円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては 50 万 4,000 円
共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の 2 分の 1 の額とする。
300 平方メートル以内	1 件	12 万 1,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、1 万円
300 平方メートル超 2,000 平方メートル以内	1 件	19 万 9,000 円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、3 万円
2,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以内	1 件	31 万円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、5 万円

	方メートル以内			は、8万9,000円
	5,000平方メートル超1万平方メートル以内	1件	39万8,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、14万1,000円
	1万平方メートル超2万5,000平方メートル以内	1件	47万6,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、17万8,000円
	2万5,000平方メートル超	1件	55万4,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、22万2,000円
非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査				ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300平方メートル以内	1件	26万6,000円	適合審査を受けた場合は、1万円
	300平方メートル超2,000平方メートル以内	1件	42万5,000円	適合審査を受けた場合は、3万円

2,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以内	1 件	60 万 5,000 円	適合審査を受けた場合は、8 万 9,000 円
5,000 平方メートル超 1 万平方メートル以内	1 件	74 万 2,000 円	適合審査を受けた場合は、14 万 1,000 円
1 万平方メートル超 2 万 5,000 平方メートル以内	1 件	87 万 4,000 円	適合審査を受けた場合は、17 万 8,000 円
2 万 5,000 平方メートル超	1 件	99 万 8,000 円	適合審査を受けた場合は、22 万 2,000 円
非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の 2 分の 1 の額とする。
300 平方メートル以内	1 件	12 万 1,000 円	適合審査を受けた場合は、1 万円
300 平方メートル超 2,000 平方メートル以内	1 件	19 万 9,000 円	適合審査を受けた場合は、3 万円

	2,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以内	1 件	31 万円	適合審査を受けた場合は、8 万 9,000 円
	5,000 平方メートル超 1 万平方メートル以内	1 件	39 万 8,000 円	適合審査を受けた場合は、14 万 1,000 円
	1 万平方メートル超 2 万 5,000 平方メートル以内	1 件	47 万 6,000 円	適合審査を受けた場合は、17 万 8,000 円
	2 万 5,000 平方メートル超	1 件	55 万 4,000 円	適合審査を受けた場合は、22 万 2,000 円
要除却認定マンション 建替えにおける容積率の特例許可		1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可		1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物エネルギー消費性能確保計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の適合性判定			ア 戸建ての住宅について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建ての住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 イ 共同住宅等について適合性判	モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準をいう。

		定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 ウ 工場等部分 （工場、危険物の貯蔵又は処理に供する施設、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギー消費量に関してこれらに類する施設の用途に供する部分をいう。以下同じ。）を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額	
--	--	---	--

		は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	
	エ	工場等部分以外の部分（非住宅部分に限る。以下同じ。）を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	
	オ	工場等部分及び工場等部分以外の部分を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める	

		額に工場等部分 以外の部分に係 る審査の欄に掲 げる区分に応じ て定める額を加 えた額	
戸建ての住宅に係る 審査			ア 手数料の額は、適合 性判定を受けようとする 部分の床面積の合計 面積に応じた区分により 算定する。 イ 適合性判定を受けた 建築物エネルギー消費 性能確保計画を変更す る場合の手数料の額は、 変更に係る部分の 床面積の合計面積に応 じた区分により算定し た手数料の額の2分の 1の額とする。 ウ 仕様・計算併用基準 とは、基準省令第1条 第1項第2号イ（2） 若しくは第10条第2 号イ（2）及び第1条 第1項第2号ロ（1） 若しくは第10条第2 号ロ（1）又は基準省

			令第1条第1項第2号イ（1）若しくは第10条第2号イ（1）及び第1条第1項第2号ロ（2）若しくは第10条第2号ロ（2）の基準をいう。
200 平方メートル未満	1 件	3 万 8,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 1 万 9,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 2 万 8,000 円
200 平方メートル以上	1 件	4 万 2,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 2 万 1,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 3 万 1,000 円
共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあっては基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分、誘導仕様基準に適合させる場合にあって

			は基準省令第10条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。次項において同じ。)の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
300 平方メートル未満	1 件	7 万 6,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 3 万 6,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 5 万 6,000 円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	12 万 7,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 6 万 3,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 9 万 5,000 円

	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	21 万 7,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 11 万 4,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 16 万 5,000 円
	5,000 平方メートル以上	1 件	31 万 1,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 17 万 2,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 24 万 1,000 円
	工場等部分に係る審査			ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の 2 分の 1 の額とする。
	300 平方メートル未満	1 件	2 万 5,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、2 万 1,000 円

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	3 万 4,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、2 万 9,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	4 万 7,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、4 万 1,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	11 万 3,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、10 万 5,000 円
5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満	1 件	16 万 7,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、15 万 8,000 円
1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満	1 件	20 万 6,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、19 万 7,000 円
2 万 5,000 平方メートル以上	1 件	25 万 5,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、24 万 4,000 円
工場等部分以外の部分に係る審査			ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応

				じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300 平方メートル未満	1 件	25 万 2,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、9 万 6,000 円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	31 万 5,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、12 万 2,000 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	40 万 7,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、16 万 1,000 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	58 万 1,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、26 万 1,000 円
	5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満	1 件	71 万 6,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、34 万 1,000 円
	1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満	1 件	84 万 6,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、41 万円
	2 万 5,000 平方メートル以上	1 件	96 万 5,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、48 万 1,000 円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面			ア 戸建ての住宅について当該書面の交付を受けようとする場合	ア モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。

の交付	の 手 数 料 の 額 イ 共同住宅等について当該書面の交付を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 ウ 工場等部分を有する建築物について当該書面の交付を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 エ 工場等部分以外の部分を有する建築物について当該書面の交	イ 軽微な変更とは、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更をいう。
------------	--	--

		付を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 オ 工場等部分及び工場等部分以外の部分を有する建築物について当該書面の交付を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	
戸建ての住宅に係る審査			手数料の額は、軽微な変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分に

			より算定する。
200 平方メートル未満	1 件	1 万 9,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 9,500 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 1 万 4,000 円
200 平方メートル以上	1 件	2 万 1,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 1 万 500 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 1 万 5,500 円
共同住宅等に係る審査			手数料の額は、軽微な変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
300 平方メートル未満	1 件	3 万 8,000 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 1 万 8,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 2 万 8,000 円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	6 万 3,500 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 3 万 1,500 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 4

			万 7,500 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	10 万 8,500 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 5 万 7,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 8 万 2,500 円
5,000 平方メートル以上	1 件	15 万 5,500 円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては 8 万 6,000 円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては 12 万 500 円
工場等部分に係る審査			手数料の額は、軽微な変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
300 平方メートル未満	1 件	1 万 2,500 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、1 万 500 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	1 万 7,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、1 万 4,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	2 万 3,500 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、2 万 500 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方	1 件	5 万 6,500 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合

	メートル未満			は、5万2,500円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件	8万3,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、7万9,000円
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	1件	10万3,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、9万8,500円
	2万5,000平方メートル以上	1件	12万7,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、12万2,000円
工場等部分以外の部分に係る審査				
	300平方メートル未満	1件	12万6,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、4万8,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	15万7,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、6万1,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	20万3,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、8万500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	29万500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、13万500円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件	35万8,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、17万500円

	1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満	1 件	42 万 3,000 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、20 万 5,000 円
	2 万 5,000 平方メートル以上	1 件	48 万 2,500 円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、24 万 500 円
建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	イ 共同住宅等の全体又は複合建築物の住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	ア 1 申請をもって 1 件とする。 イ 誘導基準適合図書とは、建築物省エネ法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。 ウ モデル建築物誘導基準とは、基準省令第 10 条第 1 号イ（2）及びロ（2）の基準（複合建築物が同条第 3 号ロ（1）から（3）までに適合する場合にあっては、同条第 1 号イ（2）及びロ（2）の基準又は基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ及び第 10 条第 1 号イ（2）の基準）をいう。
		ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部		

		分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	
	エ	複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	
	オ	建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「複数建	

建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物(認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項

		を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1 棟ごとにアからエまでに定める額を合算した額
	カ	建築物省エネルギー法第 30 条第 2 項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築

		設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
戸建て住宅に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。
200 平方メートル未満	1 件	3 万 8,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 5,100 円、誘導仕様基準に適合させる場合は 1 万 9,000 円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は 2 万 8,000 円
200 平方メートル以上	1 件	4 万 2,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 5,100 円、誘導仕様基準に適合させる場合は 2 万 1,000 円、誘

			導仕様・計算併用基準に適合させる場合は 3 万 1,000 円
共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積（基準省令第 13 条第 3 項第 2 号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積（基準省令第 13 条第 3 項第 2 号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定

			した手数料の額の2分の1の額とする。
300 平方メートル未満	1 件	7 万 6,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万円、誘導仕様基準に適合させる場合は3万6,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は5万6,000円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	12 万 7,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は2万2,000円、誘導仕様基準に適合させる場合は6万3,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は9万5,000円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	21 万 7,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は5万円、誘導仕様基準に適合させる場合は11万4,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は16万5,000円
5,000 平方メートル以上	1 件	31 万 1,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は8万9,000円、誘導仕様基準に適合させる場合は17万2,000円、誘導仕様・計算併用

			基準に適合させる場合は 24 万 1,000 円
非住宅部分に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の 2 分の 1 の額とする。
300 平方メートル未満	1 件	25 万 2,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 1 万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 9 万 6,000 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	31 万 5,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 1 万 8,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 12 万 2,000 円

1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	40 万 7,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 3 万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 16 万 1,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	58 万 1,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 8 万 9,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 26 万 1,000 円
5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満	1 件	71 万 6,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 14 万 1,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 34 万 1,000 円
1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満	1 件	84 万 6,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 17 万 8,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 41 万円
2 万 5,000 平方メートル以上	1 件	96 万 5,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 22 万 2,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 48 万 1,000 円

別表第 9 号を別表第 10 号とし、別表第 6 号から別表第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、別表第 5 号の次に次の 1 表を加える。

(6) マンション関係

事務の種類	単位	手数料	備 考
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「マンション管理適正化法」という。）第５条の３第１項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査			ア １申請をもって１件とする。 イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成１３年国土交通省令第１１０号）第１条の２第１項第２号に規定する長期修繕計画をいう。
事前確認を受けない場合			
長期修繕計画の数			
１である場合	１件	２万 7,800 円	
２以上である場合	１件	２万 7,800 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1 万 6,000 円を乗じて得た額を加えた額	
事前確認を受ける場合			
長期修繕計画の数			
１である場合	１件	3,900 円	
２以上である場合	１件	3,900 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1,700 円を乗じて得た額を加えた額	

マンション管理適正化 法第5条の6第2項に おいて準用する同条第 1項の規定に基づく管 理計画の認定の更新の 申請に対する審査			ア 1申請をもって1件とする。 イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。
事前確認を受けない場合			
長期修繕計画の数			
1である場合	1件	2万7,800円	
2以上である場合	1件	2万7,800円に1を超える長期修繕計画の数に1万6,000円を乗じて得た額を加えた額	
事前確認を受ける場合			
長期修繕計画の数			
1である場合	1件	3,900円	
2以上である場合	1件	3,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加えた額	
マンション管理適正化 法第5条の7第1項の			ア 1申請をもって1件とする。

規定に基づく管理計画 の変更の認定の申請に 対する審査			イ 長期修繕計画とは、 マンションの管理の適 正化の推進に関する法 律施行規則第1条の2 第1項第2号に規定す る長期修繕計画をい う。
管理組合の運営の基 準に係るもの			
長期修繕計画の数			
1である場合	1件	5,100円	
2以上である場合	1件	5,100円に1を超 える長期修繕計画 の数に2,800円を 乗じて得た額を加 えた額	
管理規約の基準に係 るもの			
長期修繕計画の数			
1である場合	1件	4,200円	
2以上である場合	1件	4,200円に1を超 える長期修繕計画 の数に2,800円を 乗じて得た額を加 えた額	
管理組合の経理の基 準に係るもの			
長期修繕計画の数			
1である場合	1件	4,900円	
2以上である場合	1件	4,900円に1を超 える長期修繕計画	

			の数に 3,000 円を 乗じて得た額を加 えた額
長期修繕計画の作成 又は見直しの基準に 係るもの	長期修繕計画の数		
1 である場合	1 件		1 万 200 円
2 以上である場合	1 件	1 万 200 円に 1 を 超える長期修繕計 画の数に 5,300 円 を乗じて得た額を 加えた額	
その他	長期修繕計画の数		
1 である場合	1 件		3,200 円
2 以上である場合	1 件	3,200 円に 1 を超 える長期修繕計画 の数に 2,000 円を 乗じて得た額を加 えた額	

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部が改正され、住宅等に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられたことに伴い、審査方法の見直しが行われることを踏まえて、当該事務に係る手数料の改定及び手数料の追加を行うとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正され、マンションの管理計画を認定する制度が創設されたことに伴い、当該事務に係る手数料の追加を行うなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 4 号

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
例の一部を改正する条例

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことを踏まえ、非常勤消防団員の処遇改善を図る目的で、消防団員退職報償金の勤務年数区分を追加するため、この条例案を提出するものである。

議案第 33 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

次のとおり過疎地域持続的発展計画を変更する。

「

5 の (3) の表中	道路整備事業	廿日市市	
	市道大元多々良線		
	市道小原砂田線		

」

「

を	道路整備事業	廿日市市		に改める。
	市道大元多々良線			
	市道小原砂田線			
	市道横矢小原線			

」

（提案理由）

過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、道路整備事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 34 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 浅原辺地
(辺地の人口：535人、面積：7.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
- (2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2614番地1
- (3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。

地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、令和5年4月1日現在の人口は535人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。

(農道)

農業従事者において、高齢化や担い手不足が進んでおり、営農効率の維持・向上や耕作放棄地の拡大防止につながる取組が必要です。

今回、老朽化が著しい農道本郷2号線(本郷2号橋)の橋りょう実施設計及び整備工事を行うことで、農作業労力の軽減等を図り、農業経営の安定化に資する取組を推進します。

(橋りょう)

広島県が施行する一級河川小瀬川水系小瀬川河川改良性事業における市道戸屋原白河線白河橋橋梁架替工事を行います。

今回、県事業にあわせて、現況幅員3.7mを5.0mへ拡幅することで、安心して歩行・通行できる安全な環境の整備を図ります。

(公民館その他の集会施設)

令和6年4月1日からあさはらまちづくり交流センターは指定管理者施設として、地元住民が主体となった指定管理者が施設管理を行うこととなっており、地域自治を基盤とした地域経営を推進し、暮らし続けられる浅原地区の実現を目指しています。

今回、当該施設をユニバーサルデザイン化することで、安心、快適な利用環境を確保し、施設の利用促進及び地域活性化を図ります。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和8年度まで 4年間

(単位：千円)

区分 施設名 事業主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道 (農道本郷2号線)	廿日市市	114,300		114,300	114,300
橋りょう (白河橋)	廿日市市	103,516		103,516	103,300
公民館その他の集会 施設					

(あさはらまちづくり交流センター)	廿日市市	154,993		154,993	154,900
合 計		372,809		372,809	372,500

(提案理由)

浅原辺地において公共的施設の整備を要する施設の名称を整理し、実施している事業の事業費を追加するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 35 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例（平成 15 年条例第 29 号）第 13 条の規定により、次のとおり廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 508 番地

株式会社 広島リゾート

代表取締役 中 本 雅 生

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 36 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

所 在 廿日市市上平良字廣池 1 5 5 8 番 2 外 1 3 筆

種 別 土 地

地 目 田、畑、宅地及び山林

面 積 5, 2 2 2. 8 4 平方メートル

2 取得価格 3 7, 2 6 3, 1 2 6 円

3 相 手 方 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

(提案理由)

市道堂垣内広池山線整備事業の用地を取得しようとするものであるが、
買い入れようとする用地の予定価格が2,000万円以上であり、かつ、
その面積が5,000平方メートル以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
563	駅 屋 代 第 4 分岐線	廿日市市佐方一丁目 253 番 99 地先	廿日市市佐方一丁目 253 番 17 地先
1071	桃山 3 号線	廿日市市地御前四丁 目 1828 番 2 地先	廿日市市地御前四丁 目 1798 番 5 地先
1447	第 2 末森線 1 号 支 線	廿日市市上平良字末 森 1211 番 6 地先	廿日市市上平良字末 森 1223 番 15 地 先
1448	駅 屋 代 3 号 支 線	廿日市市佐方三丁目 240 番 3 地先	廿日市市佐方三丁目 238 番 2 地先
1449	木 上 通 り 3 号 支 線	廿日市市地御前四丁 目 1819 番 3 地先	廿日市市地御前四丁 目 1818 番 12 地 先
1450	河田 3 号線	廿日市市宮内四丁目 938 番 5 地先	廿日市市宮内四丁目 935 番 10 地先

1 4 5 1	平 良 丘 陵 1 号 線	廿日市市下平良字永 石山 1 0 0 7 3 番地 先	廿日市市下平良字尾 野山 1 0 0 3 5 番 2 地先
1 4 5 2	平 良 丘 陵 2 号 線	廿日市市下平良字永 石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先	廿日市市下平良字八 ヶ迫 1 0 0 7 6 番 2 9 地先
1 4 5 3	平 良 丘 陵 3 号 線	廿日市市下平良字廣 池山 1 0 0 1 8 番 4 地先	廿日市市下平良字永 石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先
1 4 5 4	平 良 丘 陵 4 号 線	廿日市市下平良字永 石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先	廿日市市下平良字永 石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先
1 4 5 5	平 良 丘 陵 5 号 線	廿日市市上平良字廣 池 1 6 4 2 番 1 地先	廿日市市下平良字廣 池 3 3 8 番地先
3 0 5 1	東 潮 原 1 号 線	廿日市市吉和字東潮 原 1 0 1 4 1 番 1 地 先	廿日市市吉和字東潮 原 1 3 2 番地先
3 0 5 2	東 潮 原 2 号 線	廿日市市吉和字東潮 原 1 3 8 番地先	廿日市市吉和字東潮 原 1 3 8 番地先
4 6 7 9	筏津 6 号線	廿日市市大野字陣場 1 2 3 8 番 6 地先	廿日市市大野字陣場 1 2 3 9 番 1 1 地先
5 0 4 4	大 元 多々良 線	廿日市市宮島町字大 西町 1 0 番 1 地先	廿日市市宮島町字多 々良瀉地先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
5 6 3	駅 屋 代 第 4 分岐線	廿日市市佐方一丁目 2 5 3 番 9 9 地先	廿日市市佐方一丁目 2 5 3 番 1 9 地先

1 0 7 1	桃山 3 号線	廿日市市地御前四丁目 1 8 2 8 番 2 地先	廿日市市地御前四丁目 2 0 6 番 2 4 3 地先
5 0 4 4	大 元 多々良線	廿日市市宮島町字大西町 1 0 番 1 地先	廿日市市宮島町字多々良 9 2 8 番 1 地先

(提案理由)

寄附を受けた新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 令和 7 年度使用中学校教師用教科書及び指導書

数 量 教科書 532 冊

指導書 482 冊

2 取得価格 28,950,791 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 4 番 7 号

株式会社 秦政書店

代表取締役 秦 健 太

(提案理由)

廿日市市立の中学校 10 校に整備する図書を取得しようとするものであるが、買い入れようとする図書の予定価格が 2, 000 万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 兒 玉 宣 明

氏 名 前 田 幸 子

氏 名 石 井 憲 幸

氏 名 能 島 美 緒

(提案理由)

人権擁護委員兒玉宣明、前田幸子、石井憲幸及び能島美緒の任期が、令和7年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。